

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 31 年 4 月 3 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04051

研究課題名(和文)離婚紛争における当事者支援の実証的研究

研究課題名(英文)Empirical Study on Supporting the Parties in Divorce Disputes

研究代表者

下夷 美幸(Miyuki, Shimoebisu)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：50277894

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、離婚シングルマザーを対象にインタビュー調査を実施した。その結果、離婚届出に至るまでの過程で、離婚自体および離婚条件について、とくに、離婚後の子の養育費と面会交流について、十分な協議がなされていない実態が判明した。

全体の研究を通して、未成年の子のいる夫婦の離婚において、子の権利を保障するためには、離婚前に親教育を徹底すること、離婚後の子の監護に関する協議について、調停の仕組みが利用できるようにすること、養育費を確保するための履行強制制度を導入することの必要性が明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、離婚シングルマザーに対するインタビュー調査を行い、離婚当事者の意識や実態について検討した。本研究により、これまで明らかにされてこなかった、離婚当事者の実態の解明が進んだことは、学術的に意義がある。また、離婚紛争における当事者支援の必要性が論じられているなか、実証的な研究成果に基づき、未成年の子のいる夫婦の離婚について、子の権利保障の観点から、当事者への社会的支援に関する具体的な提言を行ったことは、社会的に意義がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, we conducted an interview survey of divorced single mothers. As a result, it was revealed that divorce itself and the conditions of divorce, in particular, child support and visitation were not sufficiently discussed in the process until divorce.

The final conclusion is that in the divorce of a couple with a minor child, the following is necessary to guarantee the child's rights. That is to ensure parent education before divorce, to make the mediation system available for consultation of child rearing after divorce, and to institutionalize the child support enforcement system.

研究分野：家族社会学

キーワード：離婚 当事者支援 養育費

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、2015年の子どもの貧困率は13.9%で、子どもの7人に1人は貧困という厳しい状況である。貧困率は家族形態により大きく異なり、ひとり親世帯とふたり親世帯の格差は極めて大きい。データのある1980年代後半以降、ひとり親世帯の貧困率は常に50%を超えており、極めて深刻な状況が続いている(厚生労働省「国民生活基礎調査(2015年)」)。

(2) ひとり親世帯は母子世帯か父子世帯のいずれかであるが、ひとり親世帯の約9割は母子世帯が占め、しかも母子世帯は父子世帯に比べて年収が低く、とりわけ低い収入階層に偏っている。(厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(2016年)」)。こうしたことから、ひとり親世帯の貧困は母子世帯の貧困と置き換えてみることができる。つまり、30年以上も前から現在に至るまで、母子世帯の子どもの約半数は、貧困のなかで暮らしているということである。

(3) 母子世帯は死別によるものと離別によるものがあるが、現在、母子世帯の約8割は離婚による母子世帯である(厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(2016年)」)。前述の母子世帯の貧困・低所得の状況からみて、離婚母子世帯にとって、離別した父親が負担する養育費の果たす役割は大きいといえる。しかし、離婚後、多くの父親が養育費を支払っていない。その背景には、離婚の際に養育費の取り決めが確実になされていないという現実がある。

(4) 厚生労働省の「人口動態統計」によると、本研究を開始した2016年の離婚件数216,798件、うち未成年の子のいる夫婦の離婚が125,946件であり、同年、親が離婚した未成年の子は218,454人にのぼる。この218,454人の子どもたち、ひとりひとりについて、離婚の際に養育費の取り決めがなされ、それが確実に支払われなければならない。いうまでもなく、夫婦が離婚しても、親の子に対する扶養義務に変わりはなく、親権や子との同居の有無にかかわらず、親は自身と同程度の生活を子どもに保障する責任がある。離別した親から扶養を受けることは子どもの権利であり、子どもの権利保障の観点から、離婚後の養育費確保に向けた、離婚当事者への社会的支援が求められる。

### 2. 研究の目的

(1) 上記「1. 研究開始当初の背景」で述べたとおり、ひとり親世帯の子どもの貧困率が50%を超えていること、ひとり親世帯の圧倒的多数が離婚母子世帯であること、離別した親から扶養を受けることは子どもの権利であることを踏まえると、離婚紛争のなかで当事者が解決すべき問題のなかでも、養育費問題は極めて重要といえる。そこで、本研究では、離婚紛争における当事者支援として、主に養育費問題を解決するための社会的支援に焦点をあてて研究を行う。

(2) 近年、離婚過程において子どもの監護をめぐる紛争が増加し、また、紛争自体も高葛藤化していることから、家族法研究者や家族問題に携わる実務家によって、離婚紛争における当事者支援システムの議論がはじまっている。いうまでもなく、実効性のある当事者支援システムを構築するには、支援の受け手となる離婚当事者の意識や実態に関する実証的な研究が不可欠である。しかし、現在のところ、そのような先行研究は存在しない。そこで本研究では、離婚当事者を対象に社会調査を実施し、離婚後の養育費問題に焦点をあてて、離婚過程および離婚紛争の実態、当事者支援に関する意識と経験等を明らかにし、日本社会の実情に即した、離婚紛争における当事者支援のあり方を探求することを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 国内外の資料および文献調査により、離婚後の養育費問題を中心に、問題の実態、問題解決のための制度、政策について検討する。とくに、欧米の状況については、離婚時のみならず、離婚後の家族の再構成を視野におさめた検討を行う。

(2) 国内の離婚紛争における当事者支援のニーズと現状を把握するため、首都圏在住の20歳代から40歳代の離婚シングルマザーを対象に自身の離婚経験について、インタビュー調査を実施する。具体的には、調査対象者の属性、離婚原因、離婚および離婚条件(財産分与、慰謝料、親権、離婚後の子どもの養育費、面会交流)に関する協議の実情、離婚過程における支援者・支援機関との関わり(求めた支援・受けた支援)などを柱に、東京都内において、1人につき約1時間30分の半構造化インタビュー調査を行う。なお、調査は、事前に研究目的、調査方法、調査結果の公表方法等について、丁寧に説明し、相手方の同意を得て実施する。

(3) 上記(2)のインタビュー調査の実施期間は2018年2月から4月。分析対象者は協力が得られた25名から、国際結婚のケースで外国人の夫と外国で離婚した1名と、未婚出産後に子の父以外の男性と結婚し、離婚した1名を除いた、計23名である(離婚後の経過年数が長い順に

「Aさん」から「Wさん」とする)。分析対象者の年齢層は、20歳代が2名、30歳代が8名、40歳代が13名。離婚後の経過年数は、1-5年が7名、6-10年が5名、11-15年が10名、16-18年が1名。子どもの人数は子1人が11名、子2人が11名、子3人が1名。経験した離婚の種類別では、協議離婚が19名(うち1名は協議離婚を2回経験しているが、分析対象は2回目の離婚とする)、調停離婚が3名、裁判離婚(和解)が1名。

#### 4. 研究成果

(1)日本における離婚後の養育費について、福祉分野と司法分野の各種調査結果や統計から検討した結果、その問題状況の深刻さが明らかとなった。厚生労働省の「ひとり親世帯等実態調査(2016年)」によると、離婚母子世帯のうち「現在も養育費を受けている」割合は26.1%にすぎず、離婚後の養育費の支払い状況は極めて低調である。そしてその背景に、そもそも、離婚の際に養育費の取決めが行われていないという問題がある。同調査(2016年)で離婚母子世帯の養育費の取決め状況をみると、「取決めをしている」割合は45.9%にとどまっている。この割合は離婚の種類によって異なり、協議離婚では37.8%、それ以外の離婚では79.6%と格差が大きい。

(2)協議離婚以外の離婚には、調停離婚・審判離婚・裁判離婚が含まれるが、主として調停離婚である。調停離婚での養育費の取決め率は年々上昇しており、最高裁判所『司法統計年報・家事編(2016年)』によると、母親を監護者と定めたケースの取決め率は87.6%に達している。このように調停離婚の場合には、離婚時に大方のケースで養育費が取決められているのに対し、協議離婚では取決めないまま離婚するケースが多いが、日本の離婚の約9割は協議離婚が占めている(厚生労働省「人口動態統計(2017年)」)。

取決めの有無はその後の支払いに大きく影響する。前述の「ひとり親世帯等実態調査(2016年)」で、養育費の取決めのある離婚母子世帯に限ってみると、養育費を「現在も受けている」割合は協議離婚の場合でも54.6%にのぼっている。これは、「その他の離婚」(調停離婚、審判離婚、裁判離婚)の50.8%よりも高く、協議離婚であっても、当事者双方による取決めがなされれば、養育費の支払い率が大幅に向上することを示している。

(3)協議離婚において、離婚する夫婦の間で、子の監護費用をどのように分担するか、つまり、離別する親の養育費について協議し、取決めなくてはならない。この点については、2011年5月の民法改正で明文化されている。改正前も監護費用の分担については、当時の民法第766条第1項(「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。(以下略)」)の「監護について必要な事項」に含まれると解されていたが、条文上明示されていないことが、養育費の取決めが行われない要因のひとつとみられていた。そこで、2011年5月の民法改正において、第766条第1項の「子の監護について必要な事項」の具体例として、面会交流とともに「子の監護に要する費用の分担」の文言が条文に挿入されたのである。

(4)また、この改正民法の施行にあわせて、2012年4月1日以降、離婚届に養育費と面会交流について、「取決めをしている」と「まだ決めていない」のいずれかにチェックする欄が設けられている。実際のチェック状況についてみると、未成年の子どもがいる夫婦の離婚届のうち、「養育費の取決めをしている」にチェックがある割合は、2014年度61.8%、2015年度62.6%となっている(2017年3月23日開催の内閣府「第3回子供の貧困対策に関する有識者会議」の配布資料「経済的支援について」)。

ただし、チェックは当事者の任意であり、取決めの真偽を証明する必要もないため、実際に取決めをしていなくても、「取決めをしている」にチェックを入れて、離婚届を提出することは事実上可能である。よって、「取決めをしている」にチェックが入っているのが約6割とはいえ、これが真実の取決め率といえるかどうかはわからない。また、「取決めをしている」にチェックがあっても、それが口約束なのか、文書にしているのか、といった取決めの形式はわからない。さらにいえば、養育費の金額や支払い方法などの取決め内容についても一切問われないことから、取決めがなされていたとしても、それが妥当な取決めかどうかは不明である。

(5)上記の民法改正や離婚届の改善は問題解決に向けた前進ではあるが、これにより、離婚の際に養育費の取決めを行うことが重視されるようになった、とは言い切れない。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(2016年)」で、離婚届における養育費の分担についてのチェック状況をみると、2012年4月1日以降、離婚によって母子世帯になったもののうち、「取決めしている」にチェックしたのは24.8%にすぎず、「まだ決めていない」にチェックしたのは9.4%、チェックしていないのが8.3%で、最も多い回答は「チェックしたか不明」であり、実に46.2%にのぼっている。離婚母子世帯の母親の半数が離婚届にチェックしたかどうか認識していないという結果をみると、法改正や離婚届へのチェック欄導入により当事者の意識が向上し、離婚の際に取決めをするケースが増えたとは言い難い。

(6) 他方で、離婚過程および離婚後の子どもの監護をめぐる紛争は増加しており、全国の家裁裁判所における「子の監護に関する処分」の新受件数は、調停事件および審判事件のいずれも増加傾向にある。「子の監護に関する処分」の事件で最も多いのが、「養育費請求」事件であり、2017年の「子の監護に関する処分」の調停事件では、新受件数(35,216件)のうち、「養育費請求」(18,053件)が51.3%を占め、審判事件でも新受件数(9,228件)のうち、最も多いのが「養育費請求」2,896件(31.4%)である(最高裁判所『司法統計年報・家事編(2017年)』)。こうしてみると、離婚後の養育費問題を当事者だけで解決することは困難といえる。しかも、家裁裁判所に事件として申立がなされるのは、実際に起こっている養育費問題の一部にすぎない。とくに、協議離婚の場合、離婚に直面している夫婦間で合理的に問題を解決することには限界があり、当事者支援の必要性が一層大きいといえる。

(7) 海外に目を転じると、離婚制度は各国それぞれ異なるが、日本の協議離婚制度は、未成年の子のいる夫婦が離婚する場合、離婚後の子の養育に関する取決めについて、夫婦の一方が家裁裁判所に申し立てない限り、公的機関が関与することなく離婚が成立するという点において、極めて特異な制度といえる。韓国および台湾も協議離婚に相当する制度を有するが、韓国では未成年者の子のいる夫婦が離婚する場合には、家庭法院(家裁裁判所)で当事者双方に親教育の受講が義務付けられ、その受講から3か月の熟慮期間内に、子のための協議書(離婚後の親権、養育費、面会交流など)を作成し、それを家庭法院に提出する仕組みとなっている。また、台湾では、子に関する権利義務は双方が協議して取決めるが、それが子に不利な場合には、父母だけでなく、主管機関や社会福祉団体、その他の利害関係者が子の保護を請求することができ、裁判所がその内容を改めることができる仕組みとなっているほか、各地の裁判所に家事事件サービスの設置も進められており、親教育の実施が開始されている(二宮編 2018)。

(8) 欧米諸国では基本的に裁判所を経由する離婚制度となっているが、離婚後の子の養育費については、離婚のみならず、事実婚の解消や未婚出産による場合も含めて、裁判所あるいは行政機関による養育費制度が整備されているのが一般的である。欧米諸国(米国は各州)の養育費制度を検討すると、離婚時(あるいはパートナーとの離別時、未婚出産時)の養育費の取決めだけでなく、その後の同居親および非同居親の再婚等による新たな扶養義務の発生や、離別後の面会交流や共同監護などで、非同居親が負担する子の監護費用に対応した制度設計が構築されている(下東 2018)。

(9) これまでの養育費制度は、離婚により「夫婦と子」というひとつの家族世帯が、「同居親と子」と「非同居親」にわかれ、離婚後の子の監護については、「同居親が全面的に子を監護」し、「非同居親は養育費を支払う」ことで養育責任を果たす、という考え方が前提となっていた。しかし、現代家族は著しく変化しており、離婚後のライフスタイルも多様になっており、従来の前提が通用しない事態が広がっている。つまり、同居親と非同居親のいずれか、または双方が、新たな家族関係やパートナー関係を形成していたり、面会交流や共同監護の普及で、非同居親と子との親子関係が継続していたり、離別後の「家族の複雑化」が進行しているのである。欧米諸国(米国では各州)の養育費制度では、こうした「家族の複雑化」への対処がなされており、その対処の仕方はさまざまだが、一定のルール化がはかられている。日本の養育費制度においても、問題の未然解決のためには、このような一定のルール化が必要といえる。

(10) 日本でも、離婚後の子の監護問題に対する社会的関心が高まり、離婚紛争における当事者支援についての議論が始まっているが(池田ほか 2016)、実効性のある当事者支援システムを構築するには、現実に、離婚の際に子の監護に関する協議がどのように行われているのか、その実情を踏まえることが不可欠である。以下に述べるとおり、本研究で実施した離婚シングルマザーに対するインタビュー調査の結果からは、離婚に至る過程はケースにより多様であるが、概して、離婚自体および離婚条件、とくに離婚後の子の監護に関する協議が十分に行われていない現実が明らかとなった。

(11) 離婚後の子の養育費に焦点をあてて、各ケースについてみると、具体的な協議もなく、取決めも行っていないケースがある。「情報がなかった」「調べようとしなかった」というケース(Fさん、Gさん)のほか、「養育費を払うぐらいなら俺が子どもをとる」と言われて諦めたケース(Aさん)もある。一方で、あえて「養育費はいらない」と申出ているケースもある。その理由のひとつは、離婚の合意と親権を獲得するためである(Cさん)。このケース(Cさん)では、離婚後、相手が自発的に養育費を支払い、面会交流も行われるようになり、結果的には離婚後の親としての責任が果たされている。もうひとつの理由は、相手との関係を断絶するためである(Uさん)。このように、相手との関係断絶のために養育費を放棄することは、取決めの時だけでなく、支払いの取決めが行われた後にもみられる。それは、離婚自体に関する協議が十分に行われていない事例で、面会交流の場で関係回復を期待する相手の言動に嫌気がさし、「縁を切る」ために面会交流と養育費を同時に拒否するケースである(Rさん、Oさん)。

(12) 取決めがなされている場合でも、その形式はさまざまで、口約束、私的文書、公正証書、

調停調書、裁判の和解調書などがある。本来的には、口約束ではなく、書面に残すほうが望ましいといえるが、口約束でも支払が継続しているケースは少なくない。それらは、本人と相手との関係性、あるいは子と父との関係性が維持されているケース（Eさん、Wさん、Hさん、Vさん、Sさん、Dさん）である。いずれも養育費だけでなく、父子の面会交流も行われているのが特徴といえる。相手との一定の信頼関係のもとに、口約束でも履行が継続していることは評価できるが、将来的に支払いが滞る可能性もあり、万全とはいえない。実際、相手が新たなパートナーとの生活を開始し、面会交流が激減したことで、再婚すれば養育費も支払われなくなるのではないかと心配しているケース（Sさん）もある。

（13）口約束で途中から支払われなくなった事例では、「一切の関係を切りたい」との理由から、督促を行わず、そのまま面会交流もやめるケース（Lさん）や、父子の交流は続け、養育費は諦めるケース（Mさん）がみられる。どちらも、シングルマザー本人の収入で母子の生活を維持できていたケースである。ただし、後者のケース（Mさん）では、その後、本人の収入が減少し、子どもの大学費用の捻出が困難となったことから、子どもから父親に学費の負担を求めさせ、父親が月払いで大学に納めている。

（14）取決めを文書にしている場合は、支払いが継続している傾向がみられる（Kさん、Nさん、Bさん、Pさん、Qさん）。文書にしている事例で、「養育費はいらない」と申出たケース（前述のOさん）を除き、これまで一度も支払われたことがない、というケースはみられない。しかし、公的な文書になっていても、完全に履行されるケースばかりとは限らない。調停調書になっている事例で、調停の最終回に一時金が支払われただけで、その後の月々の養育費の支払いが履行されていないケース（Iさん）がある。このケース（Iさん）は、相手が弁護士の督促に応じないことから、「もう関わりたくない」と諦めており、公的文書の強みがいかされていない。なかには、法的手段に打って出るケースもあり、公正証書の事例で、途中で支払われなくなったため、強制執行の手続きをとり、相手の勤務先から直接支払われているケース（Tさん）がある。また、調停調書の事例で、支払いが何度も中断し、弁護士を介して、減額に応じた後も支払われないため、強制執行を行うべきか、検討しているケース（Jさん）がある。このケース（Jさん）は、約10年間、信念を持って養育費の請求を続けている事例であるが、相手の経済状況は不安定であり、強制執行によって実際にどれほどの養育費が得られるか、確証の持てないケースである。

（15）さらに離婚シングルマザーの語りに関する詳細な分析を行った結果、離婚届出に至るまでの過程で、離婚自体および離婚条件について、とくに、離婚後の子の養育費ならびに面会交流について十分な協議がなされていない実態が判明した。諸外国の支援制度も踏まえると、日本の離婚制度の問題は大きく、制度の見直しとともに、離婚当事者への支援の必要性も認められる。全体の研究を通して、未成年の子のいる夫婦の離婚において、子の権利を保障するためには、離婚前に親教育を徹底すること、離婚後の子の監護に関する協議について、調停の仕組みが利用できるようにすること、養育費を確保するための履行強制制度を導入することの必要性が明らかとなった。

#### < 引用文献 >

- 二宮 周平編、離婚事件の合意解決と家事調停の機能 韓国、台湾、日本の比較を通じて、日本加除出版、2018。  
下夷 美幸、離婚後の「家族の複雑化」にともなう養育費制度の課題 主要国の先行研究を通して、養育費相談支援センター、養育費・面会交流に関する制度的諸問題、2018、pp.45-60。  
池田 清貴ほか、< プレゼンテーション・ディスカッション > 特集：離婚紛争における合意形成支援の現状と課題、家庭の法と裁判、5号、2016、pp.6-42。

#### 5. 主な発表論文等

##### 〔雑誌論文〕(計1件)

下夷 美幸、子どもの貧困と日本の養育費政策、家庭の法と裁判、12号、2018、pp.6-15。

##### 〔学会発表〕(計0件)

##### 〔図書〕(計1件)

片山 登志子、島崎 謙治、下夷 美幸、棚村 政行、原 千枝子、平田 厚、山口 恵美子、若林 昌子、養育費相談支援センター、養育費・面会交流に関する制度的諸問題、2018、pp.45-60。

##### 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。